

各務原市監査委員告示第5号

令和4年度第2回定期監査・行政監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月30日

各務原市監査委員 五島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 井戸田 直 人

所管部課：健康福祉部健康づくり推進課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
平成30年度の休日急病診療所一部負担金の未収金については、債務者が死亡しているにもかかわらず、戸籍法等に基づく相続人調査等を行わず、そのまま継続して管理している状況であった。可能な限り早急に相続人調査等を行うとともに、回収が不可能と考えられる場合は、法令の規定に基づき不納欠損処分等の適切な措置を講じられたい。	指摘を受け、平成30年10月21日に発生した休日急病診療所一部負担金の未収金について、戸籍調査等により債務者の相続人の調査を実施した。その結果、法定相続人（母親）が判明したため、当該相続人に対し債務の履行を請求したところ、令和6年6月25日付で時効の援用をする旨の通知書が提出された。これにより、当該債権は時効により消滅したため、不納欠損処分を行った。